

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 22 年 12 月 29 日

住 所 北海道旭川市 6 条通 9 丁目 4 6 番地

氏 名 株式会社旭川振興公社
代表取締役 高瀬 善朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 西 川 将 人



許可の年月日	平成 22 年 12 月 29 日	許可番号	旭環対指令第 220161 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施行令第 7 条第 14 号ロ及びハ (安定型及び管理型最終処分場) 燃え殻、汚泥、廃油 (タールピッチ類に限る。)、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等		
設置場所	北海道旭川市江丹別町共和 48 番 1、58 番 2、326 番		
処理能力	面積 16,000 m ² 、容積 162,241 m ³		
許可の条件	*****		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 <u> </u> 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		